

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

平成 30 年度 定期監査
(平成 30 年 8 月 8 日公表)

所管課	企画調整課
指摘事項、 指導事項 又は意見	○(仮称)市長公舎サテライトオフィス整備(設計・施工)事業について ・DBO方式・DB方式にかかる採用基準のあり方、当該方式の採用条件についての精査 ・今回の経験・知識を踏まえて、当該手法の成果や課題についての全庁的なノウハウの蓄積
措置内容	DBO方式・DB方式にかかる採用基準のあり方、当該方式の採用条件の精査について、契約事務を所管する契約検査課と協議し、同課にて、「会津若松市建設工事等に係る多様な入札契約方式ガイドライン」の制定に至った。(令和元年7月16日決裁) また、当該手法の成果や課題についての全庁的なノウハウの蓄積について、当該事業の結果等を踏まえて、会津若松市立小中学校空調設備整備事業(DB方式)の発注や上記ガイドラインの制定が行われ、契約検査課が主体となって、成果や課題等の全庁的なノウハウの蓄積が行われている。

平成 30 年度 定期監査
(平成 30 年 11 月 27 日公表)

所管課	財政課
指摘事項、 指導事項 又は意見	○事業負担金について ・事業負担金の基本的なあり方の検討
措置内容	平成 31 年 3 月 29 日付け「平成 31 年度予算執行方針」において、予算措置されたものであっても、状況の変化等により変更が生じたものについては当該年度中の清算を検討するとともに、交付団体において多額の次年度繰越金が生じる見込みとなる場合は、速やかに財政課長と協議を行うよう、全所属に通知した。 令和元年6月には、「市負担金の取扱いに関する要綱」が制定されたところであり、今後は、当該要綱に基づき、負担金が公正かつ効率的に使用されるよう努めていく。

平成 30 年度 定期監査
(平成 30 年 11 月 27 日公表)

所管課	契約検査課
指摘事項、 指導事項 又は意見	○DBO等に係る発注形態の決定について ・DBO等に係る発注形態の選定に当たっての基本的な考え方の検討

措置内容	設計・施工一括発注方式（DB方式）等、多様な入札契約方式の活用については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針に位置付けられているところであり、本市においても、個々の事業特性等に応じて多様な入札契約方式の活用を検討、選択する際の統一的な指針として「会津若松市建設工事等に係る多様な入札契約方式ガイドライン」（令和元年7月16日決裁）を制定した。
------	--

平成29年度 定期監査
（平成29年8月4日公表）

所管課	こども保育課
指摘事項、指導事項又は意見	○放課後児童健全育成事業委託について ・委託料実績報告にかかる内容の検証
措置内容	当該事業は、児童を安全に預かり、遊びを中心とした様々な活動の場を提供するものであり、実績報告の項目として開所日数、利用人数及び事故の報告は必須としている。 年度末に提出していただく事業実績報告書について、平成30年度分より、支援員の配置状況、研修の実績状況、災害対策の実施状況、修繕及び備品等の整備状況の項目を新たに設け、各施設の状況について確認できるよう改善した。 また、平成31年4月分より毎月の利用状況報告書に、事故・トラブル等について記載する項目を新たに設けている。

平成30年度 定期監査
（平成31年3月28日公表）

所管課	健康増進課
指摘事項、指導事項又は意見	○給水施設等整備費補助金について ・予算措置のあり方の検討及び計画的な事業執行
措置内容	課内で協議し、事故繰越が例外的な予算措置であることを改めて理解のうえ、事業実施にあたっては、早期の工事着工に向けた地区協議等に配慮するとともに、的確な工期設定や工事の進捗状況の把握に努め、適切な予算措置を念頭においた事業実施にあたることとして、方向性を意思統一した。

平成29年度 定期監査
（平成29年12月1日公表）

所管課	商工課
指摘事項、指導事項又は意見	○まちなか賑わいづくり実行委員会への負担金（まちなか景観づくり事業負担金、まちなか賑わいづくりプロジェクト事業負担金）、漆香るプロジェクト実行委員会負担金、桜咲く会津プロジェクト実行委員会負担金、桜咲く会津プロジェクト実行委員会

	<p>特別負担金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金事業終了時における事業成果等にかかる公文書提出の必要性 ・負担金未消化に伴う次年度繰越及び負担金減額に係る検討
措置内容	<p>市情報公開条例の解釈運用基準においては、「実施機関の職員がその職務として従事している外郭団体において、職員が作成し、又は取得した公文書も、それぞれの実施機関に係る公文書である」と解釈し、開示請求の対象に含むとされている。</p> <p>このことから、負担金のうち、市が事務局を担う実行委員会の事業執行においては、公務の一部として責任と自覚を持ち、市の各種規程に準じた事務処理を行うとともに、実施内容を客観的に示すことができる書類を公文書として整理している。</p> <p>次年度の当初予算要求時に、前年度決算書、当該年度の決算見込書、次年度予算書を資料として添付しており、予算要求額の妥当性について財政課と協議をしている。</p> <p>また、支出先団体の事情等により、実施予定であった事業の規模、スケジュール等について大幅な変更が生じ、多額の未消化が予め想定される場合については、減額補正の必要性も含めた対応について、財政課と事前協議をすることとしている。</p> <p>なお、上記内容を含む負担金支出事務の取扱いについては、全庁的な運用方針として示された「会津若松市負担金の取扱いに関する要綱」に基づき、適切に運用していく。</p>

平成 30 年度 定期監査
(平成 30 年 8 月 8 日公表)

所管課	商工課
指摘事項、指導事項又は意見	<p>○風評対策キャラバン隊活動事業業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績報告書にかかる当該業務委託発注者及び外郭団体事務局としての両面からのチェック体制の確立
措置内容	<p>風評対策キャラバン隊活動業務委託については、県の緊急雇用創出基金事業として実施しており、県の実施要領等の規定により、雇用の実態や物件費の支出の根拠となる書類の提出を受け検収を行っている。</p> <p>一方、商工課が事務局を務める外郭団体からの委託事業については、主として仕様書に則った業務の実施を实地検査及び書面にて検収を行っている。</p> <p>事業の実施にあたっては、業務及び費用の重複等が生じないように、業務実施前に区分を明確にするとともに、検収時には各段の注意をもって精査し検収を行っていく。</p>

平成 30 年度 公の施設の指定管理者監査
(平成 31 年 1 月 28 日公表)

所管課	農政課
指摘事項、指導事項又は意見	<p>○指定管理事業としての予算及び決算報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理事業と協会事業との役割分担及び両者を区分した収支予算書及び決算書のあり方の検討

措置内容	平成30年度指定管理者事業報告書に添付の決算書より、指定管理者事業と協会事業とを分離し報告することとした。
------	---

平成30年度 公の施設の指定管理者監査
(平成31年1月28日公表)

所管課	農政課
指摘事項、 指導事項 又は意見	○施設の維持管理について ・長期的な修繕計画の検討
措置内容	平成31年1月に会津若松市公設地方卸売市場経営展望を策定し、今後はこの経営展望に基づき施設や設備の長寿命化を図っていく。なお、個別具体的な計画については、市場活性化と併せて市と指定管理者とで協議していく。

平成30年度 公の施設の指定管理者監査
(平成31年1月28日公表)

所管課	農政課
指摘事項、 指導事項 又は意見	○市場の活性化策について ・ホームページの構築を含めた自主事業としての市場活性化への取組
措置内容	平成31年1月に会津若松市公設地方卸売市場経営展望を策定し、今後はこの経営展望に基づき市場活性化を行っていく。また、ホームページの構築については今年度新たに委託業者とホームページの作成及び管理に係る契約を締結し、ホームページを開発及び運営することとなり、令和元年中にホームページが公開となる見込みである。

平成30年度 定期監査
(平成30年8月8日公表)

所管課	教育総務課
指摘事項、 指導事項 又は意見	○小額工事について ・教育委員会における内部統制としての小額工事という契約手法の選定理由及び合理的な業者選定理由の明示のルール化並びにその妥当性の組織的な検証
措置内容	平成30年9月1日付けで学校施設管理要綱の一部改正をおこない、小額工事の要件（緊急性又は軽易な内容）を明文化するとともに、様式についても、小額工事とする理由及び業者選定の理由を記載することとしたところであり、発注にあたっては、課長までの決裁を得ながら妥当性を検証し、会津若松市小額工事事務処理要領に基づいた、適正な執行を励行している。

平成 30 年度 定期監査
(平成 30 年 8 月 8 日公表)

所管課	教育総務課
指摘事項、 指導事項 又は意見	○ (仮称) 河東学園中学校改築に伴う備品購入について ・経過及び原因の精査・検証の実施及び再発防止 ・課内におけるチェック体制の確立も含めた契約事務の内部統制のあり方の検討 ・学校改築にかかる物品購入契約案件の議会への提案時期の検討
措置内容	契約事務説明会への参加等をとおして、職員一人ひとりが改めて契約事務に関する知識の習得を図り、また、変更点等について課内での周知を図るなど、適切な事務執行を行ううえで必要な情報の共有に努めた。 複数名によるチェック体制を整え、購入担当者以外の職員とグループリーダーによる確認作業を行うとともに、契約検査課が作成した「契約事務チェックリスト」を活用し、発注方式やスケジュール、予定価格の設定について、一つ一つ確認するなど、組織的なチェック体制を強化した。 なお、学校改築にかかる物品購入契約案件の議会への提案時期については、建物の引渡し時期や開校の時期、購入物品の納品にかかる期間等を総合的に勘案し、学校活動に影響を及ぼさないよう、適切な時期に提案していく。